

報告第 16 号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により、専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和 8 年 10 月 1 日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

8 專第 1 0 号

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和５３年１２月２２日議決）第１項及び第２項の規定により専決処分する。

- 令和 8 年 9 月 7 日

交野市長 山 本 景